官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一七六）　二
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一七七）　二
〔法規的告示〕
○保険業法第二百三十四条第二号の規定による届出に関する件（金融庁五四）　二
○フローリングの日本農林規格の一部を改正する件（農林水産五八七）　二
○フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同五八八）　二
○フローリングについての検査方法の一部を改正する件（同五八九）　二
○フローリングについての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同五九〇）　二
〔その他告示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務一三〇）　二
○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための救命サービス及び保健医療サービスの強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（同一三一）　二
○バングラデシュ人民共和国におけるチョットグラム管区における洪水対応及び復興計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同一三二）　二
○ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する日本国政府とボリビア多民族国政府との間の書簡の交換に関する件（同一三三）　二
○保安林の指定をする件（農林水産五九一～五九八）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同五九九、六〇〇）　四
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（国土交通二九六）　五
○登録講習機関の廃止の届出があった件（同二九七）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同二九八～三〇一）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同三〇二、三〇三）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一四九）　七
○道路に関する件（中部地方整備局六〇、六一）　七
○道路に関する件（中国地方整備局三九）　七
〔国会事項〕
内閣　八
〔人事異動〕
内閣　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
会計検査院法施行規則第八条第一項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めた件（会計検査院公示一）　八
〔公　告〕
諸事項　八
官庁
有権者申出方、待矢場両堰土地改良区役員の就任、鬼怒川南部土地改良区連合役員の就任関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　八
会社その他
本号で公示された法令のあらまし　八
◇刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一七六号）（法務省）　八
刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、令和七年五月一五日とすることとした。
◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一七七号）（経済産業省）　八
1　北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要する期限を令和九年四月一三日までとし、その他所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）
2　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

政　令

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十六号

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、令和七年五月十五日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
国土交通大臣　中野　洋昌

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十七号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和七年四月十三日」を「令和九年四月十三日」に、「第四条第二項第二号ハ」を「第四条第三項第二号ハ」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定（「令和七年四月十三日」を「令和九年四月十三日」に改める部分を除く。）は、外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行の日から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

法規的告示

○金融庁告示第五十四号

ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百三十四条第二号の規定による届出（同法第二百二十条第一項第三号に規定する日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第二百二十二条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十一日

金融庁長官　井藤　英樹

日本における代表者の氏名及び住所　松山　博志　神奈川県茅ヶ崎市東海岸北一丁目七番十八号

○農林水産省告示第五百八十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）（ＪＡＳ　一〇七三）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年五月十一日から施行する。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百八十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法（昭和四十九年農林省告示第千百四十八号）の一部を次のように改正し、令和七年五月十一日から施行する。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百八十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、フローリングについての検査方法（昭和四十九年農林省告示第千百四十七号）の一部を次のように改正し、令和七年五月十一日から施行する。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百九十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、フローリングについての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十四号）の一部を次のように改正し、令和七年五月十一日から施行する。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○外務省告示第百三十号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年四月十一日

外務大臣　岩屋　毅

失効年月日　令和七年三月二十六日
発行年月日　令和五年四月二十一日
旅券番号　ＴＴ三四九一六五〇

○外務省告示第百三十一号

令和七年二月二十日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための救命サービス及び保健医療サービスの強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための救命サービス及び保健医療サービスの強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使
世界保健機関側　アフメド・ジャムシード・モハメド在バングラデシュ事務所代表代理

令和七年四月十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百三十二号

令和七年二月二十四日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるチョットグラム管区における洪水対応及び復興計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和七年四月十一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　チョットグラム管区における洪水対応及び復興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

国際移住機関側　ランス・ボノー在バングラデシュ事務所長

○外務省告示第百三十三号

令和七年二月二十一日にラパスで、ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がボリビア多民族国政府との間に行われた。

令和七年四月十一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　小野村拓志在ボリビア大使

ボリビア側　セリンダ・ソサ・ルンダ外務大臣

○農林水産省告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町大字平原字栃久保甲八九、乙八九、大字小平字日向反り九〇二の三、九〇二の四、九〇三の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市黒保根町下田沢字原ノ道下二四七〇の一、二四七二の一、みどり市大間々町塩原七九七、八〇六、八〇七、一八二二から一八二四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字原ノ道下二四七二の一（次の図に示す部分に限る。）、大間々町塩原七九七、八〇六、八〇七、一八二三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字和田字迫谷一〇七〇〇の一、一〇七〇〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町船越字懸橋茅谷四七二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字市野瀬字割子立一一六三の一、一一六四、一一六五、一一七七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西小竹五九五四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字西小竹五九五四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字割子立一一六三の一・一一六四・一一六五・一一七七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町中津道字**葛**原二三七五、二三七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字**葛**原二三七五・二三七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第30983号 令和７年４月11日	Hordeum vulgare L.	ゆきはな六条（ろくじょう）	25	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和２年１月23日

○農林水産省告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町鮎帰ほ字解太郎二二八三・二二九一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字解太郎二二八三・二二九一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2)　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30983号 令和７年４月11日	Hordeum vulgare L.	ゆきはな六条（ろくじょう）	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

○農林水産省告示第六百号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第30984号 令和７年４月11日	Tulipa L.	春（はる）うさぎ	25	富山県 富山県富山市新総曲輪１番７号	令和３年３月11日

(2)　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30984号 令和７年４月11日	Tulipa L.	春うさぎ（はる）	富山県 富山県富山市新総曲輪１番７号	なし	登録品種につき種苗の育成に関する認保護を受けていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び該国から当該行為に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

○国土交通省告示第二百九十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の六十九の規定により次の無人航空機講習を行う者を登録し、又は同法第百三十二条の七十三の規定に基づき、登録講習機関から登録事項の変更の届出があったので、同法第百三十二条の八十一第一号及び第二号の規定により、公示する。

令和七年四月十一日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　新たに登録された登録講習機関

一　(一)　登録番号　第六百三十二号
　(二)　登録講習機関の名称　株式会社青森ＥＣＯエナジー
　(三)　住所　青森県青森市大字大矢沢字野田一三八番地六
　(四)　代表者の氏名　能登　正宗

二　(一)　登録番号　第六百三十三号
　(二)　登録講習機関の名称　株式会社ＭＳＴＣ
　(三)　住所　島根県松江市東出雲町意宇東三丁目二番地四
　(四)　代表者の氏名　丸石　博

三　(一)　登録番号　第六百三十四号
　(二)　登録講習機関の名称　株式会社ＭＩＫＡＴＡ
　(三)　住所　沖縄県那覇市首里儀保町二丁目三十九番地ゴールドシャトレ一―Ｂ
　(四)　代表者の氏名　坂元　大

四　(一)　登録番号　第六百三十五号
　(二)　登録講習機関の名称　株式会社ＴｏＢｅドローン金沢
　(三)　住所　石川県金沢市中橋町五番二十七号
　(四)　代表者の氏名　浦　崇典

五　(一)　登録番号　第六百三十六号
　(二)　登録講習機関の名称　株式会社湯田自動車学校
　(三)　住所　山口県山口市葵二丁目四番五十五号
　(四)　代表者の氏名　辻野　英通

六　(一)　登録番号　第六百三十七号
　(二)　登録講習機関の名称　ＫＯＳモバイル株式会社
　(三)　住所　大阪府大阪市浪速区湊町一丁目二番三号
　(四)　代表者の氏名　福西　尚武

七　(一)　登録番号　第六百三十八号
　(二)　登録講習機関の名称　株式会社マクサムコミュニケーションズ
　(三)　住所　福島県福島市旭町九番十六号
　(四)　代表者の氏名　右近　八郎

八　(一)　登録番号　第六百三十九号
　(二)　登録講習機関の名称　株式会社コガワ計画
　(三)　住所　島根県益田市安富町三三三〇番地一
　(四)　代表者の氏名　小河　吉彦

二　登録された登録講習機関の種類、無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　登録された登録講習機関の種類、無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

三　変更の届出があった登録講習機関の登録番号、名称、住所及び代表者の氏名

一　(一)　登録番号　第九十一号
　(二)　登録講習機関の名称　一般社団法人農林水産航空協会
　(三)　住所　東京都千代田区平河町二丁目七番一号塩崎ビル
　(四)　代表者の氏名　福盛田共義

二　(一)　登録番号　第百八十八号
　(二)　登録講習機関の名称　日本システムバンク株式会社
　(三)　住所　福井県福井市中央三丁目五番二十一号
　(四)　代表者の氏名　野坂　信嘉

三　(一)　登録番号　第二百二十三号
　(二)　登録講習機関の名称　株式会社Ｌｅ　Ｃｉｅｌ　ＤＲＯＮＥ
　(三)　住所　愛知県名古屋市緑区上旭一丁目六〇五番地
　(四)　代表者の氏名　鵜飼　大樹

四　(一)　登録番号　第三百十九号
　(二)　登録講習機関の名称　合同会社Ｏｃｃｔｏ．Ｐａｔｈ
　(三)　住所　宮崎県都城市高城町高城二八三九番地二
　(四)　代表者の氏名　小川　謙一

五　(一)　登録番号　第四百三十五号
　(二)　登録講習機関の名称　株式会社イナテックサービス
　(三)　住所　愛知県西尾市鳥羽町大入二十番地一
　(四)　代表者の氏名　稲垣　良次

六　(一)　登録番号　第四百五十九号
　(二)　登録講習機関の名称　一般社団法人日本ドローン活用推進機構
　(三)　住所　青森県青森市大字大矢沢字野田一三八番地六
　(四)　代表者の氏名　石井　克幸

七　(一)　登録番号　第五百九十六号
　(二)　登録講習機関の名称　ＹＳＰ株式会社
　(三)　住所　神奈川県横浜市中区太田町六丁目八十二番地
　(四)　代表者の氏名　山本　秀太

四　変更の届出があった登録講習機関の登録事項
　変更された登録講習機関の登録事項は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

○国土交通省告示第二百九十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の七十五の規定に基づき、登録講習機関から無人航空機講習事務の廃止の届出があったので、同法第百三十二条の八十一第三号の規定により、公示する。

令和七年四月十一日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　無人航空機講習事務の廃止の届出があった登録講習機関の登録番号及び名称

一㈠　登録番号　第百二十一号

㈡　登録講習機関の名称　有限会社茨城県西自動車学校

二㈠　登録番号　第二百七十八号

㈡　登録講習機関の名称　東部自動車興業株式会社

二　無人航空機講習事務の廃止の届出があった登録講習機関の業務の範囲

無人航空機講習事務の廃止の届出があった登録講習機関の業務の範囲は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

○国土交通省告示第二百九十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年一月二十四日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十一日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5788号	船外機（小型船舶用）	６ＥＦＫ	ヤマハ熊本プロダクツ株式会社	熊本県八代市新港町４丁目８番地
第5789号	〃	６ＥＤＫ	〃	〃
第5790号	〃	６ＥＥＫ	〃	〃

○国土交通省告示第二百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年一月十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十一日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5811号	小型船舶用救命浮環	オーシャンＯＬ－Ｃ２型	株式会社オーシャン・ライフ	和歌山県御坊市島字一里山441番地２

○国土交通省告示第三百号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年一月二十四日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十一日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5814号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＬＷ－60	東洋物産株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目17番５号

○国土交通省告示第三百一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年三月五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十一日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5815号	船外機（小型船舶用）	ＢＣＡＪ	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目１番１号

○国土交通省告示第三百二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年二月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十一日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4416号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	フロッグコートＧⅢ型	東洋物産株式会社	ファスナー及びボタンの仕様変更

○国土交通省告示第三百三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年三月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十一日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4674号	船外機（小型船舶用）	６Ｃ１	ヤマハ発動機株式会社	主要諸元、カウリングの外観、アイドルスピードコントロールバルブの設置位置及び全負荷時における点火時期の変更
第5648号	〃	６Ｃ２	〃	主要諸元、カウリングの外観、アイドルスピードコントロールバルブの設置位置及び全負荷時における点火時期の変更
第4673号	〃	６Ｃ５	〃	主要諸元、カウリングの外観及びアイドルスピードコントロールバルブの設置位置の変更
第5590号	〃	６Ｃ６	〃	主要諸元、カウリングの外観及びアイドルスピードコントロールバルブの設置位置の変更
第5014号	〃	６ＣＪ	〃	主要諸元、カウリングの外観、全負荷時における点火時期及び最大チルト角の変更

○関東地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十一日

関東地方整備局長　岩崎　福久

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　加須都市計画道路事業三・四・二十七号栗橋大利根加須線

三　事業施行期間　自令和七年四月十一日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県加須市大字琴寄字上川島、字浪寄、字荒川、字前通の二、字前通の一、字西後川、字東前通及び字後川の三並びに大字北下新井字野中地内

使用の部分　埼玉県加須市大字琴寄字西後川地内

○中部地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町字細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	B A 一九・〇〇～九・〇〇 八五・〇〇～一二九・〇四 メートル	三〇・一三四 三三・八〇〇 キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一九・〇〇～九・〇〇 八五・〇〇～一二九・〇四 メートル	三〇・一三四 三三・八〇〇 キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一)　路線名　二十三号

(二)　供用の開始の区間　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所管内

(三)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大竹市晴海一丁目一番三から岩国市室の木町五丁目四〇番一まで	前	B A 一八・八八～一二・〇〇 一二・〇〇～一八・八八 メートル	七一・五三四・四〇 七一・五三四・四〇 キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一八・八八～一二・〇〇 一二・〇〇～一八・八八 メートル	七一・五三四・四〇 一〇・二四一 九・〇七三 キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路法等の一部を改正する法律

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

議案受領

四月九日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月九日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

道路法等の一部を改正する法律案

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

質問書転送

四月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

国際オリンピック委員会会長選挙に関する質問主意書

公営五競技における利用者へのポイント付与がもたらす諸課題に関する再質問主意書

在留外国人の国民年金保険料の納付率がわずか四十三・四％であることに関する質問主意書

新市場開拓用米に関する質問主意書

内閣官房報償費に関する質問主意書

米国ハワイ州カウアイ島における自衛隊員による車両死亡事故に関する質問主意書

議事日程

四月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

令和七年四月十日（木曜日）

午後一時開議

第一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

第三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第四　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第五　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第六　情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案付託

四月九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第五六号）

外交防衛委員会に付託

港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

国土交通委員会に付託

議案送付

四月九日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

議決通知

四月九日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路法等の一部を改正する法律案

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

質問主意書提出

四月九日議員から次の質問主意書が提出された。

固定価格買取制度における出力制御に関する質問主意書（野田国義提出）（第九四号）

質問主意書転送

四月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本政府が中国政府と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問主意書（浜田聡提出）（第八一号）

公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問主意書（浜田聡提出）（第八二号）

医療ＤＸと保険者機能強化に関する質問主意書（浜田聡提出）（第八三号）

営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問主意書（浜田聡提出）（第八四号）

保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第八五号）

沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問主意書（山本太郎提出）（第八六号）

原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問主意書（山本太郎提出）（第八七号）

犬肉の輸入統計に関する質問主意書（平山佐知子提出）（第八八号）

犬猫等のブリーダーに係る免許制導入に関する質問主意書（平山佐知子提出）（第八九号）

トランプ大統領の言動と「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持」との整合性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第九〇号）

法律公布奏上及び通知

四月九日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

道路法等の一部を改正する法律

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

人事異動

内閣

吉崎　佳弥

判事兼簡易裁判所判事に任命する（四月九日）

官庁報告

官庁事項

会計検査院公示第１号

会計検査院法施行規則（昭和22年会計検査院規則第４号）第８条第１項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年４月１日

会計検査院長　原田　祐平

検査官　挽　　文子

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人渡辺登の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年４月11日　　東京法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画認可

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月十一日
掲載頁　七十五頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月十一日
掲載頁　八十九頁（号外第一六六号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月十一日
掲載頁　六十四頁（号外第一六六号）

令和七年四月十一日
東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
（甲）株式会社オープンストリームホールディングス
代表取締役　吉原　和彦
東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
（乙）株式会社オープンストリーム
代表取締役　芝村　健太
愛知県名古屋市中区錦二丁目九番二九号
（丙）ニュートラル株式会社
代表取締役　北村大三郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十二月二十六日
掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月十一日
掲載頁　七十五頁（号外第一六六号）

令和七年四月十一日
東京都港区赤坂一丁目八番一号
（甲）アクセンチュア株式会社
代表取締役　江川　昌史
東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
（乙）株式会社オープンストリームホールディングス
代表取締役　吉原　和彦

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十一日
埼玉県新座市東二丁目一番二一号サンアレイ二番館二〇三号室
（甲）合同会社ＱＲＳ
代表社員　佐久間大介
埼玉県新座市東二丁目一番二一号サンアレイ二番館二〇三号室
（乙）合同会社ＨＰＭ
代表社員　佐久間大介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

給与所得者等再生による再生手続開始

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十一日

東京都品川区東五反田五―一一一

（甲）合同会社ＢＯＡＲＤ

代表社員　三浦　幸治

神奈川県藤沢市南藤沢八番九号ＭＫ湘南

（乙）合同会社ＢＯＡＲＤ

代表社員　熊谷　勇希

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については、令和七年三月三十一日付で新潟県の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十一日

新潟県長岡市深沢町二三〇〇番地

（甲）社会医療法人崇徳会

理事長　田宮　崇

新潟県三条市大島五一〇三番地

（乙）医療法人恵愛会

理事長　田宮　崇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　静岡新聞

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　十六頁

令和七年四月十一日

静岡県浜松市中央区布橋二丁目六番一号

（甲）須山不動産株式会社

代表取締役　須山　雄造

静岡県浜松市中央区布橋二丁目六番一号

（乙）株式会社亮和

代表取締役　須山多賀子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十一日

奈良県生駒市山崎町四―五　ＮＤＡビル五Ｆ

（甲）合同会社ＨＩＲＡＫＵ

代表社員　中岡　崇

奈良県生駒市山崎町四―五　ＮＤＡビル五Ｆ

（乙）合同会社カイカ

代表社員　中岡　崇

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＡｓｓｅｔｓ株式会社（住所札幌市中央区南二条西二十七丁目二番一七号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　四頁

令和七年四月十一日

札幌市中央区南二条西二十七丁目二番一七号

株式会社ＡＩ．Ｓｙｓｔｅｍｓ

代表取締役　齊藤　睦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＮＥＸＴＥＣＨとし、効力発生日は令和七年六月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十一日

北海道小樽市銭函三丁目二六―一Ａ―４

合同会社ＮＥＸＴＥＣＨ

代表社員　岡本　峰和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社三沢林業とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十一日

青森県三沢市さつきヶ丘一丁目二八番七一号　レゴラスＡ―六号室

菊鶴合同会社

代表社員　阿部　稜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十一日

大阪市北区中崎西四丁目三番三二号

合同会社蓮

代表社員　末永　潤

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十一日

岩手県紫波郡紫波町日詰西一丁目三番四

有限会社佐々幸商店

代表取締役　佐々木幸治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八千六百五万三千六百四十円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十一日

東京都中央区入船二丁目三番七号ＴＳＵＫＩＪＩＥＡＳＴＳＱＵＡＲＥ六階

ワンヘルス投資株式会社

代表取締役　税　亜兵

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百九十八万六千六百四十円減少し二千五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十八日

掲載頁　六十二頁（号外第五十四号）

令和七年四月十一日

愛知県知立市谷田町宝土一八番地三

株式会社ワールドサービス刈谷

代表取締役　柳井　浩明

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億円減少して四億六千四百二十六万七千九百六十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　三頁

令和七年四月十一日

東京都中央区日本橋室町一丁目六番三号

山本保全株式会社

代表取締役　山本　貴大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億六千三百四十八万八千五百十七円減少し二十七億四千四百六十七万千七百三十八円とし、資本準備金の額を二十六億九千四百四十八万九千四百八十四円減少し零円とすることといたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年五月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年三月二十七日に終了しています。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十一日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

オンコリスバイオファーマ株式会社

代表取締役　浦田　泰生

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十一日

東京都千代田区紀尾井町三番二九号

株式会社住環境計画研究所

代表取締役　中上　英俊

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十一日

横浜市中区新山下二丁目一二番六号

富倉興業株式会社

代表取締役　坂口　雅彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十一日

横浜市中区新山下二丁目一二番六号

富士倉庫株式会社

代表取締役　坂口　雅彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十一億円減少し、四億四千六百二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月十五日であり、社員総会の決議は、令和七年四月十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年二月五日付官報の号外第二十三号二二九頁に掲載されています。

令和七年四月十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

岡山空港南開発特定目的会社

取締役　田渕　安春

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0079/index.html

令和七年四月十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

レジデンシャル5特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二百九十六億七千九百六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0070/index.html

令和七年四月十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

チャンドラーナインティーン特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

債権申出の公告（第二回）

アルコニックス株式会社確定給付企業年金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

アルコニックス株式会社確定給付企業年金

清算人　山田絵理子

債権申出の公告（第二回）

ノーベル製菓株式会社確定給付企業年金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十一日

大阪府大阪市生野区巽北四丁目一〇番二号

ノーベル製菓株式会社確定給付企業年金

清算人　村中　正